

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成26年8月7日(2014.8.7)

【公表番号】特表2012-508931(P2012-508931A)

【公表日】平成24年4月12日(2012.4.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-015

【出願番号】特願2011-536380(P2011-536380)

【国際特許分類】

G 06 F 21/75 (2013.01)

G 06 F 21/62 (2013.01)

G 06 F 21/60 (2013.01)

【F I】

G 06 F 12/14 5 6 0 E

G 06 F 12/14 5 3 0 C

G 06 F 12/14 5 6 0 B

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年6月17日(2014.6.17)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

動作可能にPCに結合されると、ユーザーのための安全なコンピューティング環境を生成するように前記PCとともに使用するために構成されたモバイル装置であって、

1つまたは複数のプロセッサを含むCPUと、

前記1つまたは複数のプロセッサにより実行されると、前記モバイル装置にOSを実装する命令を格納するコンピュータ可読媒体と、

前記CPUの一部および前記OSの一部を使用して実装されたトラスティッドコアであって、前記PCのインテグリティを検証するように構成され、前記トラスティッドコアが前記PCに常駐する実行可能コードが信頼されるとの検証を実行できるように、前記PC上での処理をサスPENDし、前記PCの機能の制御を引き継ぐように更に構成される、トラスティッドコアと

を備えることを特徴とするモバイル装置。

【請求項2】

前記1つまたは複数のプロセッサにより実行されると、前記PC上で実行するソフトウェアが適用されるライセンス条項を実行することを目的として構成されたライセンス実行モジュールを実装する命令を前記コンピュータ可読媒体はさらに格納すること、又は、該命令を格納する別のコンピュータ可読媒体を前記モバイル装置はさらに備えることを特徴とする請求項1に記載のモバイル装置。

【請求項3】

前記1つまたは複数のプロセッサにより実行されると、前記ユーザーによる前記PCの使用が適用されるポリシーを実行することを目的として構成されたポリシー実行モジュールを実装する命令を前記コンピュータ可読媒体はさらに格納すること、又は、該命令を格納する別のコンピュータ可読媒体を前記モバイル装置はさらに備えることを特徴とする請求項1に記載のモバイル装置。

【請求項4】

前記ポリシーは、安全性ポリシー、アプリケーション使用ポリシー、生産性ポリシー、管理ポリシーの少なくともひとつを含むことを特徴とする請求項3に記載のモバイル装置。

【請求項5】

前記検証は、前記PCにおいてコードが変更されておらず信頼できるものであることをチェックすることを含むことを特徴とする請求項1に記載のモバイル装置。

【請求項6】

前記PCは、デスクトップPC、ラップトップPC、ワークステーションのうちの1つであることを特徴とする請求項1に記載のモバイル装置。

【請求項7】

前記1つまたは複数のプロセッサにより実行されると、前記PCにおいて前記ユーザーに対し体験を個人化するために個人化データを前記PCに開示することを目的として構成された個人化モジュールを実装する命令を前記コンピュータ可読媒体はさらに格納すること、又は、該命令を格納する別のコンピュータ可読媒体を前記モバイル装置はさらに備えることを特徴とする請求項1に記載のモバイル装置。

【請求項8】

前記個人化データは、ユーザーのプロファイル、設定、ユーザー^{ブリフアレンス}、証明書、データ、アプリケーション、デスクトップのうち少なくとも1つを含むことを特徴とする請求項7に記載のモバイル装置。

【請求項9】

前記トラスティッドコアは、不变のコードを実行することを特徴とする請求項1に記載のモバイル装置。

【請求項10】

携帯電話、PDA、スマートフォン、パーソナル^{メディア}プレーヤー、携帯ゲーム機、デジタルカメラ、デジタルレコーダー、ポケットPCのうちの1つまたは複数により提供される機能をさらに備えたことを特徴とする請求項1に記載のモバイル装置。

【請求項11】

モバイル装置と動作可能に結合されると、保護されたコンピューティング環境を実装するようにPCを構成する方法であって、

前記モバイル装置中に配置される少なくとも1つのトラスティッドコアを含む1つまたは複数の機能と結合して動作する入力を構成するステップと、

前記トラスティッドコアが、前記PC内に常駐する実行可能コードが信頼されるとの検証を実行できるように、前記PC上の処理を前記トラスティッドコアがサスPENDし、前記PCの機能の制御を引き継ぐステップとを備えたことを特徴とする方法。

【請求項12】

PCにおける個人化されたユーザーの体験を実現するために前記モバイル装置から個人化データをアクセスするステップであって、前記PCにおける前記実行可能コードが信頼できるとの検証の後に実行されるステップをさらに備えたことを特徴とする請求項11に記載の方法。

【請求項13】

前記入力は、前記モバイル装置から前記PCに配置された1つまたは複数のメモリへの直接のアクセスを実装するインターフェースを使用して動作可能に前記モバイル装置に結合されることを特徴とする請求項11に記載の方法。

【請求項14】

前記モバイル装置およびPCは、前記モバイル装置がPCに直接合体され、直接合わさると前記モバイル装置およびPCは動作可能に結合されるよう各々構成されることを特徴とする請求項11に記載の方法。

【請求項15】

前記検証の実行は、前記実行可能コードが、当初の形式から変更しないかどうかを判定

するステップまたは前記実行可能コードがマルウェアから影響を受けていないかを判定するステップを含むことを特徴とする請求項 1 1 に記載の方法。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 4

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 4】

携帯電話、スマートフォン、パーソナル音楽プレーヤー、携帯ゲーム機等のモバイル装置は、動作可能なように P C に結合されると、モバイル装置の C P U および O S の設定を通して、保護された個人ごとのコンピューティングプラットフォームを生成し、不变のトラスティッドコアとして機能する。モバイル装置のトラスティッドコアは、例えば、そのドライバ、アプリケーション、および他のソフトウェアが信頼され変更されておらず、それゆえ、結合されたコンピューティングプラットフォームのインテグリティにとっての脅威が存在することなく安心に使用できることを含む、 P C のインテグリティを検証する。モバイル装置は、例えばユーザーのデスクトップ、アプリケーション、データ、証明書、設定、および プリファレンス (好み、設定) を含むユーザーの個人化データをさらに記録し転送することができ、このデータは、装置が結合され、それにより個人ごとのコンピュータ環境が作成されると、 P C によりアクセスすることができる。 P C は、より実質的なコンピューティングリソースを、結合されたモバイル装置や P C のコンピューティングプラットフォーム (例えば、より強力な C P U や追加のメモリ等) にもたらすが、一方で、典型的に、大型フォーマットモニター、フルサイズのキーボード、プリンタ等の利用可能な周辺機器となる。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 0

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 1 0】

図 1 は、モバイル装置 1 0 5 と P C 1 1 0 を含む、例示的なコンピューティング環境 1 0 0 を示している。モバイル装置 1 0 5 は、例えば、携帯電話、スマートフォン、ポケット P C 、 P D A (personal digital assistance) 、 M P 3 (Moving Picture Expert group) 、 M P E G - 1 、 audio layer 3) プレーヤー等のパーソナルメディアプレーヤー、デジタルカメラ、デジタルレコーダー、携帯ゲーム装置、又はこれらの機能の 1 又は 2 以上を組み合わせた装置等の様々な異なるデバイスから選択することができる。一般に、モバイル装置 1 0 5 は、コンパクト及び軽量であり、ユーザー 1 1 2 により場所から場所へ便利に運ぶことができるようになっている。モバイル装置 1 0 5 の中の電池等の搭載電源により、典型的に、さらに装置の有用性および機能性を強化することができる。

【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 4

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 1 4】

図 3 と図 4 は、モバイル装置 1 0 5 の中のトラスティッドコア 2 0 5 の実施例の詳細を示す。図 3 に示すように、トラスティッドコア 2 0 5 は、この特定の例においてモバイル装置の C P U (central processing unit) 3 1 2 により可能となるハードウェア、およびモバイル装置の O S (Operating system) 3 1 6 により提供されるソフトウェアの組み合わせを使用して実装される。以下で説明するように、このハードウェアとソフトウェアの組み合わせにより、 P C 1 1 0 をホールドしてインテグリティチェックを行うために、

図4に示すように、トラスティッドコア205は、トラスティッドコード402を記録し、その後実行することが可能となる。トラスティッドコード402は、不变であり（その状態が変更されないことを意味している）、それゆえモバイル装置105が動作可能にPC110と結合されたときに、結合されたモバイル装置/PCプラットフォームの信頼性の検証のために使用することのできるトラスティッドプラットフォームのベースを提供する。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0024

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0024】

この特定の態様において、個人化データ616は、ユーザーのプロファイル621、設定625（例えばシステム設定やアプリケーション設定）、ユーザープリファレンス（好み、設定）630、セキュリティの証明書634、ユーザーデータ639、アプリケーション645、およびユーザーのデスクトップ648を含むことができる。しかし、これらのデータタイプはあくまで例であり、他のデータタイプおよびデータの組み合わせも、所与の実装の条件に従い使用することができる。

【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】図面

【訂正対象項目名】図6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【図 6】

